

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月26日

高知県監査委員	今城	誠司
同	西内	隆純
同	奥村	陽子
同	植田	茂

定期監査結果報告（令和2年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の実施

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関234機関のうち出先機関の125機関

部局名	対象機関数	委員監査	書面監査
○知事部局	59	49	10
総務部	7	7	—
危機管理部	1	1	—
健康政策部	8	7	1
地域福祉部	5	5	—
文化・生活・スポーツ部	2	2	—
産業振興推進部	3	2	1
中山間振興・交通部	0	—	—
商工労働部	5	2	3
観光振興部	0	—	—
農業振興部	13	9	4
林業振興・環境部	8	7	1
水産振興部	1	1	—
土木部	6	6	—
会計管理局	0	—	—

○公営企業局	2	2	—
○教育委員会	52	29	23
○警察本部	12	6	6
○その他の機関	0	—	—
合計	125	86	39

### 3 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、別紙のと通りの監査の基本項目に基づき実施した。

### 4 監査の実施内容

前年度の監査基準日の翌日から当該年度の監査基準日までの期間の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査（委員監査又は書面監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により当初の計画を変更し、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所の事務局監査は、関係書類の写しを取り寄せて行った。また、委員監査については、東京事務所及び大阪事務所はテレビ会議により、名古屋事務所は書面監査により実施した。

注 監査基準日は、事務局監査の初日の属する月の前2月末日とした。

なお、事務局監査の日程を変更した場合も、当初の事務局監査の日程を監査基準日とした。

## 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、当該事務の一部については是正又は改善を要するもののうち、強く改善を求める事項としたものは、2のとおりである。

### 1 総括

今回監査を実施した出先機関の125機関のうち46機関において、改善、是正等を要する不適切な事務処理が合計98件認められた。

令和元年度と比較して件数が減少したのは31機関、増加したのは33機関で、2年連続で適正に事務が行われていたのは52機関となっている。

なお、実施機関別の件数等は、別表1のとおりである。

不適切な事務処理の内訳は、「強く改善を求める事項」が昨年度から3件減の12件、「改善を求める事項」が13件増の86件である。

事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項の件数は、契約事務が38件と最も多く、次いで支出事務が22件となっている。事務区分別の件数及び主な事例は、別表2のとおりである。

なお、収入事務において、相手方から県の口座に直接入金される際に、納入通知書を送付していない事例が見受けられた。これについては、全庁的に発生しており、本庁の結果報告書の中で意見を述べていることから、本庁の場合と同様に、各機関の「改善を求める事項」の件数には含まれていない。

## 2 強く改善を求める事項

強く改善を求める事項の該当機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

### (1) 産業振興推進部産学官民連携センター

令和2年度の高知県ビジネスチャレンジ支援補助金について、支出負担行為を行わずに交付決定を行っていた。(支出事務)

### (2) 商工労働部海洋深層水研究所

令和元年度の実験棟低温庫冷凍機の修繕において、請書を徴していなかった。(契約事務)

### (3) 農業振興部

#### ア 須崎農業振興センター

令和元年度の興津地区農村災害対策整備元地池附帯工事の契約書において、1ページ(第1条から第4条までを記載している部分)落丁していた。(契約事務)

#### イ 農業技術センター果樹試験場

令和元年度に締結した複写サービス契約の契約書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)

#### ウ 農業大学校

令和2年度の高知県立農業大学校車輛運転業務の委託契約書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)

### (4) 土木部

#### ア 中央東土木事務所

(ア) 令和2年度の公園使用料及び河川敷占用料の占用許可等が複数年にまたがるものについて、事務処理の遅れにより4月1日に収入調定を行っていないものがあった。(収入事務)

(イ) 令和元年度の漁港施設使用料の過誤納金について、年度中に戻すべきところ、令和2年度の歳出として返還を行っていた。(支出事務)

イ 高知土木事務所

(ア) 令和元年度の財産収入（鉄くず等売払）及び諸収入（水道料の負担金）において、事務処理の遅れにより収入調定が遅延していた。

（収入事務）

(イ) 平成31年度道路施設維持管理用原材料購入単価契約において、予定価格調書を作成していなかった。

（契約事務）

ウ 須崎土木事務所

令和2年3月に使用したガソリンチケット1枚の請求が漏れていたことが令和2年6月に判明したため、令和2年度の予算で支払っていた。

（支出事務）

エ 幡多土木事務所

令和元年度の鵜ノ江急傾斜地崩壊対策工事において、高知県建設工事検査要領に基づく中間検査を行っていなかった。

（契約事務）

(5) 公営企業局あき総合病院

令和元年度の旅費を支給すべき出張において、支給されていない事例があった。（給与・旅費支給事務）

## 別紙

## 監査の基本項目

区分	基本項目	主な着眼事項	
1 前年度監査等の結果に対する措置状況	是正改善の取組	・前年度定期監査又は決算審査で是正又は検討を求めた事項は、是正又は検討をしているか	
2 収入事務	収入調定	・調定事務の遅れ又は調定漏れはないか ・調定金額は適正か	
	収納現金の管理	・現金出納簿への記帳は適正か ・金融機関への払込みは適正か	
	未収金への対応	・未収金に対する対応策は適切か	
3 支出事務	負担行為の時期	・支出負担行為の時期は適正か	
	支払の時期	・支払時期は適正か	
	前渡資金の管理	・前渡資金の管理は適正か	
	検認・検査	・検認・検査を行っているか	
4 契約事務	随意契約の根拠	・随意契約の理由は適正か	
	予定価格の設定	・予定価格の設定等は適正か	
	契約書（請書を含む。以下同じ。）の作成	・契約書の作成は適正か ・契約書に必要な条項があるか ・契約書に仕様書等を添付しているか	
	契約書に定めた書類の提出	・契約書に定めた書類等の提出は適正か	
5 工事の施工に関する事務	工事の施工管理	・設計及び積算は妥当か ・設計変更（内容、理由、時期等）は適正か ・施工監督（安全性、確認試験等）は適切か	
		要綱の制定（原則として本庁）	・要綱に必要な項目は規定されているか
		交付決定等	・要綱・規程に沿った事務処理となっているか
6 補助金等の交付に関する事務	事業実績の検査	・補助事業の実績は交付目的に適合しているか ・補助額は適正か ・仕入控除税額等報告書が提出されているか	
		物品の管理	・郵便切手類等の管理は適正か ・USBメモリの管理は適正か
		旅費の調整	・食糧費等と旅費との調整を行っているか
8 給与・旅費支給事務	職員手当の支給	・通勤手当の支給は適正か	
	公文書の作成	・公文書の作成は適正か	
9 その他事務	サービス管理	・休暇の承認は適正か	

注 基本項目以外の項目についても、必要に応じて監査を実施することとする。



( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
<b>農業振興部</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>8 (3)</b>		<b>2</b>	<b>1</b>				<b>13 (3)</b>	<b>8 (3)</b>	<b>5</b>
安芸農業振興センター			1		1					2	1	1
中央東農業振興センター						1				1		1
中央西農業振興センター			1							1	1	
須崎農業振興センター		1	2 (1)							3 (1)		3
幡多農業振興センター			1							1		1
農業技術センター	1		1		1					3	2 (1)	1
農業技術センター果樹試験場			1 (1)							1 (1)	1	
農業技術センター茶業試験場												
農業大学校			1 (1)							1 (1)		1
農業担い手育成センター												
畜産試験場											2 (1)	△ 2
中央家畜保健衛生所											1 (1)	△ 1
西部家畜保健衛生所												
<b>林業振興・環境部</b>		<b>1</b>								<b>1</b>	<b>4 (1)</b>	<b>△ 3</b>
森林技術センター												
安芸林業事務所											1 (1)	△ 1
中央東林業事務所		1								1	1	
嶺北林業振興事務所												
中央西林業事務所											1	△ 1
須崎林業事務所											1	△ 1
幡多林業事務所												
林業大学校												
<b>水産振興部</b>												
水産試験場												
<b>土木部</b>	<b>10 (2)</b>	<b>6 (2)</b>	<b>12 (2)</b>		<b>1</b>	<b>1</b>		<b>1</b>		<b>31 (6)</b>	<b>22 (9)</b>	<b>9</b>
安芸土木事務所	2	1	1							4	3 (1)	1
中央東土木事務所	2 (1)	2 (1)	1							5 (2)	1 (1)	4
高知土木事務所	3 (1)		5 (1)					1		9 (2)	9 (5)	
中央西土木事務所		1	3							4	3 (1)	1
須崎土木事務所	1	2 (1)	1		1					5 (1)	1	4
幡多土木事務所	2		1 (1)			1				4 (1)	5 (1)	△ 1
<b>公営企業局</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>		<b>1 (1)</b>	<b>1</b>			<b>9 (1)</b>	<b>2</b>	<b>7</b>
あき総合病院	1		2			1 (1)				4 (1)	1	3
幡多けんみん病院		1	2	1			1			5	1	4





( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
県立中村中学校												
中村高等学校												
宿毛工業高等学校						1				1	2	△ 1
宿毛高等学校											1	△ 1
清水高等学校												
山田特別支援学校												
高知江の口特別支援学校					1					1		1
盲学校												
高知ろう学校												
高知若草特別支援学校											1	△ 1
日高特別支援学校											2	△ 2
中村特別支援学校												
<b>警察本部</b>	<b>1</b>			<b>1</b>						<b>2</b>	<b>3</b>	<b>△ 1</b>
高知警察署												
高知南警察署											1	△ 1
高知東警察署												
室戸警察署												
安芸警察署												
南国警察署												
土佐警察署												
佐川警察署				1						1		1
須崎警察署											1	△ 1
窪川警察署	1									1		1
中村警察署												
宿毛警察署											1	△ 1
計	14 (2)	22 (3)	38 (6)	4	9	6 (1)	4	1		98 (12)	88 (15)	10

別表2（事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項）

事務区分	強く改善を 求める事項	改善を求め る事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
収入事務	2	12	14	14.3	・収入調定の遅延 ・収入調定書の不備 等
支出事務	3	19	22	22.4	・次年度以降の支払 ・支出負担行為漏れ ・支出負担行為の遅延 ・常時資金残高報告書の記載誤り 等
契約事務	6	32	38	38.8	・契約書の不備（仕様書の添付漏れ） ・請書の不徴取 ・中間検査の未実施 ・契約書で定めた書類の通知漏れ ・契約書で定めた書面による承諾漏れ 等
財産・物品管理事務	0	4	4	4.1	・外部記録媒体等利用簿の記帳漏れ 等
服務管理事務	0	9	9	9.2	・会計年度任用職員等の休暇日数の付与誤り ・月例報告の誤り 等
給与・旅費支給事務	1	5	6	6.1	・旅費の未支給 ・手当（通勤手当等）の支給誤り 等
庶務関係事務	0	4	4	4.1	・自家用車登録簿の作成漏れ、更新漏れ ・不適正な公印の使用 等
その他事務	0	1	1	1.0	・県有施設の水道の使用承諾の決裁漏れ
計	12	86	98	100.0	
参考（令和元年度）	15	73	88	—	